



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……………(住宅政策本部民間住宅部不動産産業課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 路外駐車場の供用の休止期間の変更……………
- ……………(建設局道路管理部管理課)…

告示

●東京都告示第六百二十八号
 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十三日

一 被処分者
 東京都知事 小 池 百合子

(一) 商号 Be Area Partners 株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 山口 顕

- (三) 主たる事務 港区新橋三丁目九番十号天翔新橋赤レ所の所在地 ンガ通りビル六〇四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇三〇四一号
- (五) 免許年月日 令和六年二月八日

二 処分年月日 令和八年四月十四日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第六百二十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第三十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

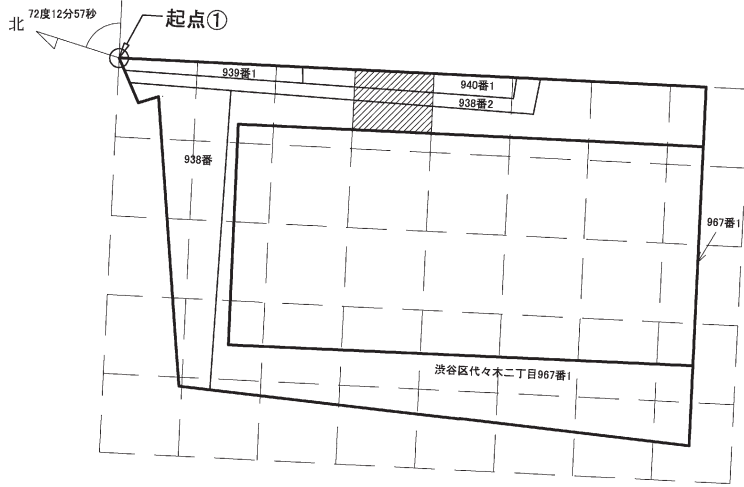
一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区代々木二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

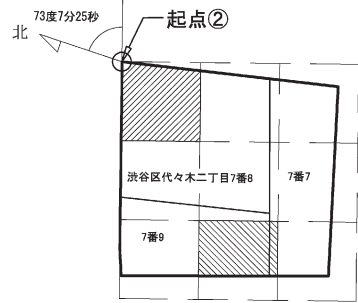
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<図面①>



<図面②>

【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 筆境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第32号により指定した区域)

【起点】

起点①は、渋谷区代々木二丁目939番1の最北端とする。
 起点②は、渋谷区代々木二丁目7番8の最北端とする。

【格子の回転角度①(72度12分57秒)、②(73度7分25秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百三十号

東京都駐車場条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号)第十四条の八第二項の規定により、令和六年東京都告示第八百二十一号において告示した路外駐車場の供用の休止期間を次のように変更する。

令和八年四月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 東京都東銀座駐車場

二 休止期間 変更前 令和六年七月十八日 午後四時から令和八年四月二十三日午前十時まで
 変更後 令和六年七月十八日 午後四時から令和八年十月一日午前十時まで

三 理由 改修工事期間変更のため

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価

本号 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

